

報告対象案件一覧表

	対象国名	案件名	案件概要
事後報告案件			
1	バングラデシュ	ハズラット・シャージャラール国際空港拡張計画(第二期)	空港の容量拡大、利便性及び安全性の向上を目的として、首都空港であるハズラット・シャージャラール国際空港のターミナル整備等において、国防省の敷地内に要人用ターミナルを建設。
2	ラオス	令和元年度経済社会開発計画	災害対策能力の改善・強化を目的とし、防災・災害対応関連資機材の供与（トラック付浄水処理装置、エンジン付救助艇、生存者捜索用のクルーザー等）を行う。供与する一部の機材のエンドユーザーがラオス国防省。
3	ネパール	令和2年度経済社会開発計画	保健・医療体制の強化を目的とし、日本企業製品を含む保健・医療関連機材（血液ガス分析装置、超音波スキャナー、救急車等）を供与するもの。供与先は、コロナ拠点病院である武装警察病院及びネパール陸軍所属のシュリー・ビレンダ病院。
4	ネパール	主要空港航空安全整備計画	航空機の目的地空港への誘導及び離着陸の安全性の向上を目的とし、航空安全設備等を整備する国内主要8空港（トリブバン国際空港、ダンガジ空港、チャンドラガジ空港、ルクラ空港、ジウムソン空港、ジウムラ空港、ララ空港、シミコット空港）は、一部軍も利用。
5	インドネシア	造船産業振興プロジェクト	継続的な人材育成システムの構築を目的とし、効率的な施工手順及び生産管理手法等の造船能力向上及び人材育成の仕組みを整備する研修に、軍艦も建造する造船所の職員が参加。

	対象国名	案件名	案件概要
6	バングラデシュ	気象気候分析に関する能力向上プロジェクト	災害対応のための情報提供力の向上を目的とし、気象観測機器の適切な運用・維持管理及びそれら機器から得られる情報を活用することによりバングラデシュ気象局の気象観測能力、気象レーダー解析能力、予報能力の向上と情報発信内容の改善を図る本プロジェクトの対象機関が、国防省傘下の組織のバングラデシュ気象局である。
7	スリランカ	気象レーダー活用による気象観測及び予警報能力強化プロジェクト	気象観測の確実な実施、解析能力の向上、大雨警報の適切な発令、情報発信能力を向上させ、気象観測・予測・気象情報の発信に係る能力強化を図るプロジェクトの対象機関が、国防省傘下の組織のスリランカ気象局である。
8	スリランカ	海洋災害対策及び海洋環境保全に係る油防除対応能力向上プロジェクト	油防除業務に関する専門知識・研修能力の向上を図るプロジェクトに、国防省傘下である沿岸警備庁の職員が参加。
9	ネパール	航空安全機材運用維持管理能力向上プロジェクト	ローカライザーの維持管理能力向上、飛行方式設計システムの運用能力向上及び補給管理システムの拡大を図る本プロジェクトの対象空港となっているトリブバン国際空港は、一部軍も利用。
10	マレーシア	令和3年度課題別研修「海図作成技術－航行安全・防災のために－（国際認定B級）」	海図作製及び海洋情報の収集・活用能力の向上を目的とし、水路測量又は海図作製を担う各国政府及び政府関係機関への研修に、国防省傘下のマレーシア国立水路センター職員3名が参加。
11	フィリピン、スリランカ、ケニア	令和3年度（2021年度）課題別研修「海上犯罪取締り」	海上犯罪取締り能力向上を目的とし、必要な知識・技術習得のための講義等を行う研修に、有事の際に国防省傘下となる可能性があるフィリピン沿岸警備隊職員1名、国防・都市開発省傘下のスリランカ沿岸警備庁職員2名、及び内務省傘下のケニア沿岸警備隊職員2名が参加。（研修参加者は計

	対象国名	案件名	案件概要
			17名)
12	スリランカ、フィリピン、ケニア、モルディブ、インド	令和3年度(2021年度)課題別研修「救難・環境防災」	海難救助、海上防災、海洋環境保全分野における海上保安実務者の能力向上を目的とした研修に、国防・都市開発省傘下のスリランカ沿岸警備隊職員2名、有事の際に国防省傘下となる可能性があるフィリピン沿岸警備隊職員1名、内務省傘下のケニア沿岸警備隊職員3名、国防軍の一部門であるモルディブ沿岸警備隊職員2名、及びインド海軍の補助等を行うインド沿岸警備隊1名が参加。(研修参加者は計19名)
13	スリランカ	令和3年度(2021年度)課題別研修「コミュニティ防災」	自然災害に対する防災の重要性及び自助・共助・公助の必要性を理解し、自国のコミュニティにおける防災活動を推進するための具体的手法の取得を目指した研修に、国防省傘下のスリランカ災害管理センター(DMC:Disaster Management Center)職員1名(軍籍非保持)が参加。(研修参加者は計10名)
14	スリランカ	令和3年度(2021年度)課題別研修「水災害被害の低減に向けた対策」	水災害対策に係る政策立案・実施に係る能力強化を図ることを目的とし、日本の治水・防災等に関する制度・対策についての講義、各国の治水対策に係るアクションプラン作成等を行う研修に、国防省傘下のスリランカ災害管理センター(DMC:Disaster Management Center)職員1名(軍籍非保持)が参加。(研修参加者は計14名)
15	モルディブ	令和3年度(2021年度)課題別研修「違法・無報告・無規則(IUU)漁業の抑止に係る政策・対策(A)」	違法・無報告・無規則(IUU)漁業対策に係る法制度支援や海上法執行能力の習得を行う研修に、国防軍の一部門であるモルディブ沿岸警備隊職員1名。(研修参加者は計13名)

	対象国名	案件名	案件概要
16	パナマ	令和3年度第三国研修「エコシステムベースの参加型流域管理」	生態系保全と持続的な参加型開発手法による流域管理活動のための普及体制が確立されるよう、担当機関職員や技術普及員の実施能力を強化する研修に、エクアドル空軍職員1名、エクアドル海軍職員2名、ボリビア軍工科大学職員2名が参加。
17	バングラデシュ、スリランカ	令和3年度(2021年度)課題別研修「海上保安政策プログラム」	アジア地域の海洋をめぐる国際秩序の維持・発展に寄与することを目的に、海上保安の実務と理論に係る高度な教育を行う研修に、内務省傘下のバングラデシュ沿岸警備隊2名、及び国防・都市開発省傘下のスリランカ沿岸警備庁職員2名が参加。
18	エクアドル	令和3年度(2021年度)課題別研修「建築防災」	日本の経験に基づく、建築基準、建築規制システム及び建築防災政策に関する知見を習得する研修に、エクアドル軍隊大学職員1名が参加。(研修参加者は計10名)
19	コロンビア	令和3年度(2021年度)課題別研修「地震学・耐震工学・津波防災」	地震・津波防災及び復興政策に寄与できる中核的研究者・技術者・行政官を養成することを目的とし、地震学・耐震工学・津波防災に関する高度かつ最新の知識・技術を体系的に習得する研修に、国防省傘下のコロンビア海洋研究機構職員1名が参加。(研修参加者は計18名)
20	カーボベルデ	令和3年度(2021年度)課題別研修「アフリカ総合防災」	災害マネジメントサイクルのうち予防・減災に携わる者を対象とした、日本の経験に基づく防災体制・技術・災害リスク削減に関する研修に、国防軍所属2名が参加。
21	キルギス、トルクメニスタン	令和3年度(2021年度)課題別研修「中央アジア・コーカサス総合防災」	当該地域内の防災担当機関間のネットワーク形成の促進を目的とし、防災及び災害軽減を主管する中央省庁及び地方自治体の防災分野における課題解決能力の強化を行う研修に、キルギス非常事態省職員3名、トルクメニスタン民間防衛・救助活動局3名が参加。(研修参加者は計10名)

	対象国名	案件名	案件概要
モニタリング実施案件			
1	シンガポール	技術協力 「21 世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム『災害リスク削減とマネジメント』」(第 44 回適正会議)	防災に向けた取組みや緊急時のマネジメントシステムの改善を目的とし、都市災害及び自然災害に対する予防や緩和策及び復旧・復興に関する基本的な知識の共有を行う研修に、フィリピン防衛省傘下の市民防衛局から職員1名が参加(軍籍を有さない)。(研修参加者は計20名)
2	バングラデシュ	技術協力 課題別研修 「国家基準点管理の効率化と活用」(第 44 回適正会議)	地図作成に携わる人材の育成を目的とし、衛星測位及び GNSS 連続観測システムの利活用に関する能力向上を行う研修に、国防省傘下のバングラデシュ測量局から職員2名(軍籍を有さない)が参加。(研修参加者は計9名)
3	バングラデシュ	技術協力 課題別研修 「国家測量事業・管理」(第 44 回適正会議)	地図作成に携わる人材の育成を目的とし、地図作成機関関係者の運営能力向上を行う研修に、バングラデシュ測量局から職員1名が参加(軍籍を有さない)。(研修参加者は計7名)
4	バングラデシュ	平成 29 年度課題別研修「グローバル地震観測」(第 39 回適正会議)	グローバル地震観測分野における最新技術および知識の習得を通じた核実験探知観測網に関する体制強化を目的とし、グローバル地震観測技術、データ解析技術といった地震波の観測や解析技術の習得を行う研修に、バングラデシュ国防省傘下のバングラデシュ気象局職員 1 名(軍籍を有さない)が参加(研修参加者は計17名)。
5	キルギス、トルクメニスタン	技術協力 課題別研修 「中央アジア・コーカサス地域総合防災行政」(平成30年度実施)(第 44 回適正会議)	中央アジア・コーカサス地域における防災・減災能力の向上を目的とし、日本の法制度、行政機構、関係機関の役割等に関する基本的な知識や経験を学ぶ研修に、キルギス非常事態省から職員1名(軍籍を有する)、トルクメニスタン民間防衛・救助活動省から職員1名(軍籍を有さない)が参加。(研

	対象国名	案件名	案件概要
			修参加者は計6名)
6	エクアドル、ペルー	課題別研修「地震学・耐震工学・津波 防災」(第 33 回適正会議)	地震・津波防災及び復興政策に寄与できる中核人材の養成を目的とし、地震学等の基礎理論・応用技術及び防災復興政策に関する講義や視察を行う研修に、エクアドル海洋学研究所職員 1 名及びペルー海軍水路航海部職員 1 名が参加。(研修参加者は 計 21 名)
7	インドネシア	技術協力 課題別研修 「海図作成技術－航行安全・防災のためー(国際認定B級)」(平成30年度実施)(第 44 回適正会議)	海図作成及び海洋情報の収集・活用に関する能力向上を目的とし、海図作成時に現地にて測量の統括が出来る測量技術者の養成を行う研修に、インドネシア海軍海洋業務センター職員2名(軍籍を有する)が参加。(研修参加者は計6名)
8	タイ	技術協力 課題別研修 「国家基準点管理の効率化と利活用」(第 44 回適正会議)	地理空間情報の整備・活用に不可欠な国家基準点について自国に適した管理・活用方策を策定できる人材の育成を目的とし、衛星測位の方法習得、日本におけるGNSS連続観測システム(測位衛星を使った測量のための基準点網)の利活用状況を学び、各国の状況にあった国家基準点の管理・活用に関する業務改善に資する研修に、王立タイ測量局から職員1名(軍籍を有する)が参加。(研修参加者は計9名)
9	ペルー	技術協力 課題別研修 「水災害被害の軽減に向けた対策」(第 44 回適正会議)	水災害対策に係る政策立案・実施に係る能力強化を図ることを目的とし、日本の治水・防災等に関する制度・対策についての講義・視察、各国の治水対策に係るアクションプラン作成等の演習を行う研修に、ペルー国家防衛庁から職員1名(軍籍を有さない)が参加。(研修参加者は計12名)

	対象国名	案件名	案件概要
10	インド, スリランカ	技術協力 課題別研修 「海上犯罪取締り」(第 44 回適正会議)	アジア及びソマリア海賊対策をはじめとする海上犯罪取締りに必要な知識・技術を包括的に習得することを目的とし、海賊対策や国際法に関する講義、薬物、密輸、人身売買への対策についての机上訓練、航空基地への視察、不審船等検査、鑑識の実技訓練などを行う研修に、インド沿岸警備隊、スリランカ沿岸警備隊から職員が各1名参加(いずれも軍籍を有さない)。(研修参加者は計15名)
11	ナミビア	技術協力 課題別研修 「サイバー犯罪対処能力向上」(第 44 回適正会議)	国境を越えて行われるサイバー犯罪への対応に必要な捜査機関同士の協力関係の強化を目的とし、サイバー犯罪に関する法制度の整備・改善や捜査手法・技術の向上、民間事業者との連携による対策に有用な日本の知識・経験を習得する研修に、ナミビア警察から職員1名(軍籍を有さない)が参加。(研修参加者は計23名)
12	タイ, スリランカ, インド, フィリピン, マレーシア	令和元年度課題別研修「海上保安政策 プログラム」(第 50 回適正会議)	海上保安業務の遂行能力の向上を目的とし、海上保安の実務と理論を架橋した高度な教育を行う研修に、タイ海軍人事部職員1名(軍籍を有する)、スリランカ沿岸警備隊(スリランカ国防省傘下)職員2名(軍籍を有さない)、インド沿岸警備隊(インド国防省傘下)職員1名(軍籍を有さない)、フィリピン沿岸警備隊(有事の際にフィリピン国防省傘下となる可能性あり)職員1名(軍籍を有さない)、マレーシア海上法令執行庁職員1名(軍籍を有さない)が参加。(研修参加者は計6名)
13	スリランカ	令和元年度日本NGO連携無償資金協力「スリランカ国の災害対応における官民パートナーシップ促進および緊急対応の能力強化事	捜索救助の知識と技術を習得することを目的とし、民軍連携の捜索救助訓練を行う研修に、スリランカ国軍から28名(軍籍を有する)が参加。(研修参加者は計50名)

	対象国名	案件名	案件概要
		業」(第 50 回適正会議)	
14	スリランカ	令和元年度国別研修「移行期の正義に おける司法人材能力強化」(第 50 回適正会議)	刑事実務分野における能力強化を目的とし、刑事訴訟手続きや被害者・証人保護に係る知見・技術を習得する研修に、スリランカ警察(国防省傘下)職員1名(軍籍 を有さない)が参加。(研修参加者は計11名)
15	スリランカ	平成 29 年度専門家派遣「防災行政アドバイザー」(第 50 回適正会議)	防災政策の実施能力の強化を目的とし、スリランカ国防省を協力対象機関として、防災に係る技術的助言を実施するための専門家を派遣。

1. 基本情報

- (1) 国名： バングラデシュ人民共和国（バングラデシュ）
- (2) 案件名： 案件名： ハズラット・シャージャラル国際空港拡張計画（第二期）
Hazrat Shahjalal International Airport Expansion Project (II)
- (3) 計画の要約：
本計画は、バングラデシュの首都空港であるハズラット・シャージャラル国際空港のターミナル整備等を行い、空港の容量拡大、利便性及び安全性の向上を図るもの。

2. 計画の背景と必要性

バングラデシュは、2000年以降年平均6%程度の経済成長を遂げ、首都ダッカのハズラット・シャージャラル国際空港（Hazrat Shahjalal International Airport。以下「ダッカ国際空港」という。）の航空旅客数は2010年から2018年にかけて年平均約8%増加している。ダッカ国際空港は、バングラデシュ内で離着陸する国内・国際線旅客の約75%が利用する空港であり、急成長するバングラデシュの社会経済を支える基幹インフラとして重要な役割を担っている。今後も同空港の国際線旅客数、取扱航空貨物量は大きく増加するものと予測されおり、その拡大する航空需要に対応するために、同空港の拡張はバングラデシュ政府にとって緊急性の高い事業の一つに位置付けられている。

我が国は、対バングラデシュ ODA の重点分野として、「中所得国化に向けた、全国民が受益可能な経済成長の加速化」を掲げており、本計画は、国際スタンダードに則った質の高い運輸・交通インフラ整備の一環として、同国の首都空港において、急増する航空需要に対応し、空港の容量拡大、利便性及び安全性の向上を図り、もって同国の経済成長に寄与するものである。

なお、本計画で建設予定の要人用ターミナル（VVIP ターミナル）は、国防省所有の敷地内に建設されるものではあるが、同ターミナル建設予定区画の土地利用権は、国防省から本計画の実施機関である民間航空局（CAAB）に移管され、同ターミナル建設と建設後の運用は CAAB のみによって行われることが確認されている。

3. 計画概要

- (1) 計画概要
本計画はダッカ国際空港において、国際線第三旅客ターミナルや VVIP ターミナル、貨物ターミナルの整備等を行うことにより、急増する航空需要に対応し、空港の容量拡大、利便性及び安全性の向上を図り、もってバングラデシュの経済成長促進に寄与するもの。
- (2) その他特記事項
特になし

案件概要書

2022年4月26日

1. 基本情報

(1) 国名：ラオス人民民主共和国

(2) 案件名：令和元年度経済社会開発計画（Economic and Social Development Programme）

(3) 計画の要約：

本計画は、防災・災害対応関連資機材の供与を行うことにより、同国の災害対策能力の改善・強化を図り、もってラオス国内の経済・社会インフラ整備を通じた経済社会開発に寄与することを目的とする。

2. 計画の背景と必要性

ラオスでは台風等の自然災害により、毎年激甚な水害に見舞われている。直近でも、2017年夏は台風8号「ソンカー」がもたらした水害で約25万人以上の国民が被災した。2018年も7月の南部アタプー県のダム決壊、8月の複数の台風及び豪雨の影響により、約61万人が被害を受けるなど、水害をはじめとする自然災害への対処はラオスにとって喫緊の課題となっている。

一方で、ラオス国内において毎年発生する水害への備えは充分ではなく、大規模な災害の発生時には緊急援助から復旧・復興まで大きく他国の支援に依存しているのが現状である。災害の被害を軽減するためには、ラオス政府による迅速な災害直後の初期対応が求められているが、人命救助のためのエンジン付救助艇、生存者捜索用クルーザー、および瓦礫除去重機、また、避難した災害被害者へ安全な飲料水を供給するためのトラック付き浄水処理装置等の防災・災害対応関連資機材が不足しており、同資機材の整備により、ラオスの災害対応能力を強化する必要がある。

本事業の実施機関は防災・災害対策行政を所管するラオス労働社会福祉省であるが、調達予定の資機材のうち被災者救助用のボートや災害復興に係る建設重機、ドローン等については、ラオス人民軍を指揮、管理するラオス国防省がエンドユーザーとなることが想定されている。

ラオス国防省は、同国において災害発生時における被災者の捜索・救助、施設復旧の現場における業務を担当する主要な行政機関の一つであり、災害発生時においては、副首相をトップとして設置される「国家災害対策委員会」（労働社会福祉省が事務局）の指示に基づき必要な資機材が利用される体制となっており、当該供与資機材がラオス国防省の独自の判断に基づき軍事行動に転用されることは想定されないことから、調達予定の資機材を利用する合理性は認められる。

我が国の対ラオス国別開発協力方針（当時）で掲げている4つの重点分野のうち、「経済・社会インフラ整備」に合致し、我が国の主要な政策である「自由で開かれたインド太平洋構想」（FOIP）との関係においても、本計画は人道支援・災害

救援の観点から「平和と安定の確保」に直結するため、実施の意義は高い。

3. 計画概要

(1) 計画概要

① 計画内容

防災・災害対応関連資機材（トラック付浄水処理装置、エンジン付救助艇、生存者捜索用のクルーザー等）の供与

② 期待される開発効果

上記機材の供与を通じて、同国の災害対策能力の改善・強化を図り、もって社会の安定化を通じた同国の経済社会開発に寄与する。

③ 計画実施機関／実施体制

労働社会福祉省

(2) その他特記事項

特になし。

以上

1 基本情報

- (1) 国名：ネパール
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ネパール
- (3) 案件名：令和2年度経済社会開発計画（Economic and Social Development Programme）
- (4) 計画の要約：本計画は、ネパール政府に対し、日本企業製品を含む保健・医療関連機材（血液ガス分析装置、超音波スキャナー、救急車等）を供与することにより、同国の保健・医療体制の強化を図り、もって社会の安定化を通じた同国の経済社会開発に寄与するもの。

2 計画の背景と必要性

ネパールは、インドと中国の間に位置しており、同国における民主主義の定着、安定と繁栄は、我が国にとり、政治的・経済的に重要な南アジア地域全体の安定を確保する上で重要である。また、ネパールは、経済協力、観光、文化面の交流や人の往来等を通じて、我が国との伝統的な友好関係にある。

ネパールでは保健・医療体制が極めて脆弱であり、保健・医療体制の強化が喫緊の課題となっている。本計画は、ネパールに対し、保健・医療関連機材を供与することにより、同国の新型コロナウイルス感染症対策を含む保健・医療体制の強化を図り、社会の安定化を通じて同国の経済社会開発に寄与することを目的としており、機材供与先として含まれている武装警察病院及びシュリー・ビレンダ病院は、ネパール保健人口省が指定した新型コロナウイルス感染症対策の地域拠点病院であり、機材ニーズの高い地域拠点病院として同省が選定した病院である。両病院は、一般の新型コロナウイルス感染症患者を多く受け入れており、新型コロナウイルス感染症の治療に関し民生病院と同等の機能を果たしている。本案件は人道的側面が強い保健・医療分野における我が国の継続的なプレゼンスを確保することとなり、両国の更なる関係強化が期待されるなど、外交的意義は高い。

3 計画概要

(1) 計画概要

① 計画内容

本計画は、日本企業製品を含む保健・医療関連機材を供与することにより、同国の保健・医療体制の強化を図り、もって社会の安定化を通じた同国の経済社会開発に寄与するもの。

② 期待される開発効果

保健・医療関連機材（血液ガス分析装置、超音波スキャナー、救急車等）を供与することにより、本計画により、ネパールにおける新型コロナウイルス感染症対策

を含む保健・医療体制の強化が実現され、社会の安定化を通じた同国の持続的な経済社会開発に寄与することが期待される。

計画実施機関

内務省（武装警察病院：血液ガス分析装置 1 台）

国防省（シュリ・ベリンダ病院：血液ガス分析装置 1 台、超音波スキャナー 1 台）

その他は全て保健人口省

（2）その他特記事項

特段なし

以 上

1 基本情報

- (1) 国名：ネパール
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ネパール
- (3) 案件名：主要空港航空安全整備計画（The Project for Improvement of Aviation Safety Facilities in Major Airports）
- (4) 計画の要約：本事業は、ネパールの国内主要8空港（トリブバン国際空港、ダンガジ空港、チャンドラガジ空港、ルクラ空港、ジョムソン空港、ジュムラ空港、ララ空港、シミコット空港）において、航空安全設備等を整備することにより、航空機の目的地空港への誘導及び離着陸の安全性の向上を図り、もってネパールの持続可能で均衡のとれた経済成長のための社会基盤・制度整備に寄与するもの。

2 計画の背景と必要性

ネパールは、国土の約75%を急峻な山岳地帯が占める内陸国であり、その地形的特徴から、空路は重要な移動・流通手段である。トリブバン国際空港は周囲を高い山に囲まれており、世界で離着陸の難しい国際空港の一つであるが、航行援助施設が不十分であるため、航空機の着陸時の誘導精度及び就航率が低い問題を有している。113名が犠牲（邦人21名を含む。）になった1992年7月の墜落事故など、着陸失敗による事故も複数発生している。また、主要な地方空港であるダンガジ空港、チャンドラガジ空港には航行援助施設が設置されておらず、航空機の離着陸時の安全確保は目視等によるパイロットの技量に依存している。また、ルクラ、ジョムソン、ジュムラ、ララ、シミコット等の主要山岳空港では、気象条件が急変しやすい状況にあるにもかかわらず、滑走路位置を示す航空灯火が全く設置されておらず、空港運用に必要とされる電源供給も不安定であり国内主要空港整備は、航空安全上、喫緊の課題となっている。

本計画は、いずれもネパール民間航空庁（CAAN）が管理する空港を対象とした支援であり、航空安全設備等を整備することにより、航空機の目的地空港への誘導及び着陸の安全性の向上を図り、もってネパールの持続可能で均衡のとれた経済成長のための社会基盤・制度整備に寄与することを目的とするものである。対象空港は軍も利用する空港であり、供与機材・システムの性質から軍用機の利用のみを排除することはできないが、空路が重要な移動・流通手段であるネパールにおいて、航空輸送の安全性の向上は、持続可能な経済成長に不可欠であり、広くネパール国民に裨益することが期待され、民生目的での必要性が認められる。なお、軍用機の離発着数は民間航空機に比べると極めて少なく、その任務も災害時のレスキューや救援物資の運搬が含まれ、民生目的を兼ねた任務を遂行している。

3 計画概要

(1) 計画概要

① 計画内容

- ・トリブバン国際空港：ローライザー（距離測定装置を含む）、ローライザー保守訓練機材、超短波全方向式無線標識/距離測定装置（VOR/DME）試験機材、レーダー管制訓練シミュレーター、飛行方式設計システム
- ・地方空港（ダンガジ空港、チャンドラガジ空港）：VOR/DME
- ・山岳空港（ルクラ空港、ジョムソン空港、ジウムラ空港、ララ空港、シミコット空港）：航空路灯火システム、太陽光発電システム

② 期待される開発効果

トリブバン国際空港を含む国内主要8空港において航空安全設備等を整備することにより、航空機の目的地空港への誘導及び着陸の安全性の向上を図り、もってネパールの持続可能で均衡のとれた経済成長のための社会基盤・制度整備に寄与する。

③ 計画実施機関

ネパール民間航空庁

(2) その他特記事項

特段なし

以 上

2022 年 4 月 26 日

1. 基本情報

(1) 国名：インドネシア国

(2) 案件名：造船産業振興プロジェクト

(The Project for the Indonesian Shipbuilding Industry Modernization)

(3) 参加者：商船のほかにインドネシア国の軍艦も建造している造船所の職員を含む同国内の主要造船所の職員

(4) 計画の要約：

本事業は、インドネシア国内の主要造船所に対して、効率的な施工手順及び生産管理手法等の造船能力向上に係る研修及び人材育成の仕組みの整備することにより、継続的な人材育成システムの構築を図り、もって同国の造船産業振興及び造船技術の向上に寄与することを目的とする。

2. 計画の背景と必要性

インドネシア国は約 17,000 の島から構成され、約 80,000km の海岸線を持つ海洋国家である。そのため海運産業はインドネシア経済において重要な役割を果たしている。2014 年に発足した第一期ジョコ政権は政策の柱として「海洋国家構想」を掲げ、その中で造船産業振興を打ち出し、船舶国産化のための自国の造船生産能力向上、国際競争力強化を提唱した。2015 年 3 月には日本インドネシア首脳共同声明において「造船産業振興」への支援が表明されている。また、2009 年に工業省によって 2025 年までの海事産業ロードマップが定められており、その中で、国内船舶関連産業を育成し、国内造船所を造船、修理の受皿とする旨記されている。同国においては貿易、エネルギー輸送、海上保安、港湾整備、漁業、国内島嶼間輸送等のため大きな新規の船舶需要があり、加えて既存船の修繕の需要も大きい（船齢 25 年以上の老齢船は約 30%にものぼっている）。他方、全国で約 250 の造船所が存在しているが、同国の造船業は、非効率な施工手順や生産管理手法、必要な技能を有する人材の欠如等の理由より、これらの需要に応えることができていない。結果として、インドネシア国内での船舶調達の大半は海外造船所での建造あるいは中古船購入に依存し、国内造船所は既存船舶の修繕や官公庁船の新造が中心となっている。このような状況のもと、インドネシア政府からの造船産業振興政策と造船技術向上にかかる協力要請を受け、2016 年から、技術協力「造船産業振興プロジェクト」が開始しており、長期専門家「造船政策・技術アドバイザー」を工業省に派遣して造船産業振興政策に関する助言等を行っている。2022 年 4 月以降から、造船分野の技能研修等を実施し、インドネシアの造船所における効率的な施工手順及び生産管理手法導入にかかる人材育成システムの構築を図るものである。

3. 計画概要

(1) 計画概要

① 計画内容

インドネシア国内の主要造船所の造船業における造船手順、生産管理手法及び造船技術の能力向上を図るもの。主な活動は以下のとおり。

ア) 専門家派遣

造船政策・技術アドバイザー、造船所運営、造船計画／材料管理、造船設計／生産設計、船殻建造技術、艀装技術、溶接／塗装技術、品質管理、安全管理／環境対策

イ) 研修員受入れ：施工手順及び生産管理手法に係る研修（現地研修、本邦研修）

② 計画実施機関／実施体制

実施機関：工業省金属・機械・輸送機器・電子機器産業総局

(2) その他特記事項

特になし。

4. 過去の類似案件の教訓と本計画への適用

インドネシア国技術協力「スラバヤ工科大学情報技術高等人材育成計画（PREDICT-6ITS）フェーズ 2」の事後評価報告書において、事業完了後に周辺組織の能力向上の核となる特定組織の能力強化を図る事業においては、それらの周辺組織を事業期間中から巻き込み、ネットワーク化を促進することが重要であり、これにより対象組織は事業完了後に事業の経験をどのように普及することができるか学ぶことができる、との指摘がなされている。本事業では、造船行政を所掌している工業省のみならず、参加の工業省人材育成庁及び同国造船工業会との協力も得ながら、造船人材の育成システムを構築する。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名： バングラデシュ人民共和国（バングラデシュ）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名： バングラデシュ
- (3) 案件名： 気象気候分析に関する能力向上プロジェクト（The Project for strengthening the capacity of weather and climate services）
- (4) 計画の要約： 本計画は、バングラデシュにおいて、気象観測機器の適切な運用・維持管理及びそれら機器から得られる情報を活用することにより、バングラデシュ気象局の気象観測能力、気象レーダー解析能力、予報能力の向上と情報発信内容の改善を図り、もって災害対応のための情報提供力の向上に寄与するもの。

2. 計画の背景と必要性

バングラデシュでは、自然災害が発生しやすく、ほぼ毎年サイクロンが来襲し、国土の約25%が浸水するほか、地形的要因や気象・気候的要因による災害が頻発しており、同国の自然災害に対する脆弱性は、経済社会開発を阻む要因となっている。そのため、気象気候分析を含む防災のための能力強化が急務となっている。

本件協力は、バングラデシュにおける気象気候分析能力の強化を図り、特に地球温暖化の影響もあり高頻度化・強大化している気象災害による被害の軽減に寄与することを目指すものである。協力の対象機関であるバングラデシュ気象局（Bangladesh Meteorological Department: BMD）は、サイクロン、豪雨、雷雨、熱波などのあらゆる気象情報をモニタリングし情報提供を行う政府機関であり、気象以外にも、地震、津波等の自然災害に関連する情報提供も行っている。バングラデシュ気象局はバングラデシュ国防省傘下の組織であるが、バングラデシュ唯一の国家気象水文機関であり、同国の気象・災害監視業務を一元的に所掌する機関であるため、バングラデシュにおける気象気候分析能力向上のためには、バングラデシュ気象局への協力が必要である。

3. 計画概要**(1) 計画概要****① 計画内容**

- ・ 地上気象観測能力の改善
- ・ 気象レーダー運用及びデータ解析能力の改善
- ・ 気象解析及び予報に関する能力の改善
- ・ 気象情報発信能力の改善
- ・ 気象観測・予報・情報発信業務向上のための中長期計画（ロードマップ）の策定

② 期待される開発効果

バングラデシュにおいて、気象観測機器の適切な運用・維持管理及びそれら機器から得られる情報を活用することにより、バングラデシュ気象局の気象観測能力、気象レーダー解析能力、予報能力の向上と情報発信内容の改善を図り、もって災害対応のための情報提供力の向上に寄与する。

③ 計画実施機関
 バングラデシュ気象局（BMD）

（２） その他特記事項
 特段無し

以 上

案件概要書

2022年4月26日

1. 基本情報

- (1) 国名：スリランカ民主社会主義共和国（以下、「スリランカ」という）
- (2) 案件名：気象レーダー活用による気象観測及び予警報能力強化プロジェクト
(Project for Capacity Building of Meteorological Observation, Weather Forecasting and Warning Issuance by utilization of Weather Radars)
- (3) 参加者：スリランカ気象局（DOM）の観測、予報及び情報伝達担当職員約20名（兼務あり）。
- (4) 計画の要約：
本計画は、スリランカ国において、気象観測の確実な実施、解析能力の向上、大雨警報の適切な発令、情報発信能力を向上させ、スリランカ気象局の気象観測・予測・気象情報の発信に係る能力強化を図るもの。

2. 計画の背景と必要性

スリランカでは、洪水、落雷、強風、干ばつ等、気象に起因する自然災害が多発しているが、従来、災害発生後の事後対応が中心となり、災害の予防・対策による被害軽減の取組は遅れてきた。気象災害による被害を軽減するには、DOMの気象観測・予報の精度を上げ、洪水や土砂災害の危険性が高まる前に気象状況を把握し、予警報発出による避難誘導等を行うことが必要となっている。

この観点から、我が国は無償資金協力「気象レーダーシステム整備計画」を実施しているが、同計画で供与する最新鋭の気象レーダーについて、DOMの技術者・予報官の多くは、同レーダーを運用し、その観測データを利用して予報業務を実施するための最新の技術及び知見を十分には修得できていない。このため、同無償資金協力と並行して技術協力を通じてDOMの能力強化を図っていくことが急務となっている。

なお、DOMは、同国の気象観測、予報、情報発信等の災害予防・管理業務を担う組織であり、2019年11月の省庁再編後、国防省傘下となったが、それ以前は行政・災害管理・畜産開発省傘下にあった組織であり、文民職員のみで構成されている。

3. 計画概要

(1) 計画概要

本計画は、スリランカ国において、スリランカ向け無償資金協力「気象ドップラーレーダーシステム整備計画」にて新たに導入される気象レーダーによる気象観測の確実な実施、解析能力の向上、大雨警報の適切な発令、情報発信能力が向上により、スリランカ気象局の気象観測・予測・気象情報の発信に係る能力強化を図り、もって、気象情報及び予警報が気象災害による被害の軽減の為に広く活用されることに寄与する。

(2) その他特記事項
特になし

以上

案件概要書

2022年4月26日

1. 基本情報

- (1) 国名：スリランカ民主社会主義共和国（以下、スリランカという。）
- (2) 案件名：海洋災害対策及び海洋環境保全に係る油防除対応能力向上プロジェクト
(Project for Institutionalization support to establish an in house advanced Oil Spill Incident Management Training Program at Sri Lanka Coast Guard for Disaster Mitigation and Marine Environment Protection)
- (3) 参加者：スリランカ沿岸警備庁（以下、「Sri Lanka Coast Guard：SLCG」）職員
- (4) 計画の要約：
本計画は、SLCG内での教官の専門知識・研修能力の向上により、SLCGの油防除業務遂行能力を強化するもの。

2. 計画の背景と必要性

スリランカの南端の沖合は、アジアと中東・欧州を結ぶシーレーンがあり、中東から日本を含めたアジア諸国への石油等の主要輸送ルートとなっているため、海上交通量が非常に多い。海上交通の増加に伴い、船舶事故等による海洋汚染のリスクが高まっているが、SLCGは油防除に関する対応体制、特に事故時の迅速な対応等に課題を抱えている。海運、漁業、観光等の海洋に関する産業がGDPの約5割を占めるスリランカにおいて、一旦油濁災害が発生すれば、経済全体に甚大な影響が生じ得るため、SLCGの油防除対応体制の強化が急務となっている。

本計画は、SLCG内での教官の専門知識・研修能力の向上により、SLCGの油防除業務遂行能力の強化を図るものである。SLCGはスリランカの海上法執行機関として、違法漁業、不法取引、海賊、テロ等の取締りや海難救助、海洋環境保全等を所掌しており、油流出事故に対応する唯一のスリランカ政府の機関である。SLCGは国防省の傘下にあるものの、法執行のための文民組織であり、軍の指揮命令系統から独立し、沿岸警備庁長官の指揮下にある旨がその設置法である沿岸警備庁法において規定されている。

3. 計画概要

- (1) 計画概要
本計画は、SLCG内での教官の専門知識・研修能力の向上により、SLCG組織内にて油防除技術を専門とする教官が育成され、継続的・自立的に教育する組織体制が確立され、もってSLCGの油防除業務遂行能力が持続的に継承されるもの。
- (2) その他特記事項
特になし

以上

2022年4月26日

1 基本情報

- (1) 国名：ネパール
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ネパール
- (3) 案件名：航空安全機材運用維持管理能力向上プロジェクト（The Project for Capacity Development in Operation and Maintenance of Aviation Safety Equipment）
- (4) 計画の要約：本事業は、トリブバン国際空港のローライザーの維持管理能力向上、飛行方式設計システムの運用能力向上及び補給管理システムの拡大を通じて、ネパールの航空輸送の安全性及び効率性の向上に寄与するもの。

2 計画の背景と必要性

ネパールは、国土の約75%を急峻な山岳地帯が占める内陸国であり、その地形的特徴から、空路は重要な移動・流通手段である。トリブバン国際空港は周囲を高い山に囲まれており、世界で離着陸の難しい国際空港の一つであるが、航行援助施設が不十分であるため、航空機の着陸時の誘導精度及び就航率が低い問題を有している。113名が犠牲（邦人21名を含む。）になった1992年7月の墜落事故など、着陸失敗による事故も複数発生しており、ネパールでは航空輸送の安全性向上が喫緊の課題となっている。

本計画は、トリブバン国際空港のローライザーの維持管理能力向上、飛行方式設計システムの運用能力向上及び補給管理システムの拡大を通じて、ネパールの航空輸送の安全性及び効率性の向上に寄与するものである。トリブバン国際空港はネパール民間航空庁（CAAN）が管理する空港であるが、軍も利用する空港であり、本計画は軍用機も使用する機材・システムの維持管理にかかるものとなる。しかし、空路が重要な移動・流通手段であるネパールにおいて、航空輸送の安全性及び効率性を向上することは、持続可能な経済成長に不可欠であり、で広く国民に裨益することが期待され、民生目的での必要性が認められる。なお、軍用機の離発着数は民間航空機に比べると極めて少なく、その任務も災害時のレスキューや救援物資の運搬が含まれ、民生目的を兼ねた任務を遂行している。

3 計画概要

- (1) 計画概要
 - ① 計画内容
 - ・ ローライザーの維持管理能力向上
 - ・ 飛行方式設計を行う能力向上

・補給管理システムの拡張・運用

② 期待される開発効果

ネパールのトリブバン国際空港において、航空安全機材の運用維持管理能力が向上することによって、航空輸送の安全性及び効率性の向上に寄与する。

③ 計画実施機関

ネパール民間航空庁

(2) その他特記事項

特段なし

以 上

案件概要書

2022 年 4 月 26 日

1. 基本情報

- (1) 国名：マレーシア
- (2) 案件名：令和 3 年度課題別研修 「海図作成技術－航行安全・防災のために－
（国際認定 B 級）」
- (3) 参加者：マレーシア国立水路センター（マレーシア国防省傘下）から 3 名
- (4) 事業の要約：
JICA 課題別研修として 1971 年から継続実施している本研修は、水路測量
又は海図作製を担う各国政府及び政府関係機関に在籍する技術者を対象とし、
海図作製及び海洋情報の収集・活用能力の向上を目的としている。
令和 3 年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、訪日研修を通
じた国際認定資格 B 級取得は行わず、遠隔で 2021 年 11 月 29 日～12 月 7 日
にオンライン研修を実施（協力期間：2021 年 4 月～2022 年 3 月）。

2. 事業の背景と必要性

- (1) マレーシアは、マラッカ海峡を始め重要な海上交通路の要衝に位置し、同国の安定は我が国を含むアジア全体の安定と繁栄に不可欠である。また、同国は、民主主義や人権、市場経済といった基本的な価値観を我が国と共有し、かつ幅広い国民レベルでの友好関係を長く有する戦略的パートナーである。
- (2) マレーシア国立水路センターは、国防省傘下ではあるものの、海洋調査研究を行うとともに、水路測量・海図・潮汐表の作製など航行安全に係る情報収集及び提供を行っており、実質的には文民組織と同様の活動を行っている。
同国においては、水路測量は運輸省海運局も実施しているが、海図作製については国立水路センターが唯一の実施機関であることから、本研修の対象機関とすることの合理性は認められる。
海図は海上交通の安全を確保し、海上交易を成長させるために重要であり、防災や海洋の環境保全の政策立案等にも活用される。以下の本研修参加者は軍籍を保有する職員（現役軍人）であるものの、いわゆる軍事活動を行う者ではなく、海上保安及び海洋調査研究に関わる技術・実務担当官であり、軍の作戦立案などといった軍事行動に直接関わることは想定されない。

3. 計画概要

- (1) 計画概要
国際基準に基づいた水路測量が独力で行われることにより当該国における水深等データが整備されること、また、海図作成技術の習得を通じて水路測量国際認定 B 級を取得し、作成された海図情報の活用法を理解することを目的とする。内容としては、海図作成及び海洋情報の収集・活用に係る開発途上国政府関係者の能力向上を図るものであり、水路測量もしくは海図作成を担う政府機関（海図作成機関、港湾局、海事局など）の職員を対象として、海図作成時に現地にて測量の統括が出来る測量技術者の養成を目指して研修を実施するもの。
- (2) その他特記事項
特になし。

以 上

案件概要書

2022年4月26日

1. 基本情報

- (1) 国名：フィリピン、スリランカ、ケニア
- (2) 案件名：令和3年度（2021年度）課題別研修「海上犯罪取締り」
- (3) 参加者：フィリピン沿岸警備隊職員1名、スリランカ沿岸警備庁職員2名、ケニア沿岸警備隊職員2名を含む計17名
- (4) 計画の要約：

アジア及びソマリア海賊対策をはじめとする海上犯罪取締りに必要な知識・技術を包括的に習得することを目的に、海賊対策や国際法に関する講義、薬物、密輸、人身売買への対策に係る講義等を行うもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

本研修は、海上保安機関、海上警察機関に所属する海上犯罪取締り実務担当者を対象に実施される研修である。

研修内容は、海上犯罪取締指揮運営論（総論、各論）を始めとする海上犯罪取締りに係る基礎理論の習得や日本の海上保安体制に対する理解の深化、自国の課題解決にむけたアクションプランの作成等を行う。

【フィリピン】

フィリピン沿岸警備隊は、運輸省傘下の組織である。海上安全、海上法執行、海難救助、並びに海洋環境保全がその任務とされ、国内唯一の海上保安を司る組織であり、海上犯罪取締りの能力向上を目的とする当該研修には同隊からの参加が適当と考えられる。

【スリランカ】

スリランカ沿岸警備庁は、1998年に漁業水産資源省傘下で発足し、2009年に国防・都市開発省傘下に再編された組織である。同庁は、軍事的な活動や訓練を行わない法執行のための文民組織であり、その業務は、違法漁業、不法取引、海賊、テロ等の取締りや海難救助、海洋環境保全等となっている。同庁は、同国海上保安政策を所掌する唯一の機関であり、同国の海上犯罪取締りにおける法執行能力向上を図るうえで、同警備庁からの参加は適当と考えられる。

【ケニア】

ケニア沿岸警備隊は、内務省傘下にある機関だが、治安維持を主な目的としており、同じ傘下にあるケニア国防軍とは別組織である。ケニア領海内におけるあらゆる海洋資源について、治安維持及び安全と保護を目的とした海事法の執行を行っており、本研修の参加機関として適当と考えられる。

(2) 当該国における運輸交通セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

特にアジア・ソマリア海域においては、海賊及び船舶に対する武装強盗事件が急増・凶悪化した時期があり、その後も密輸・密航・不法操業等が引き続き重大な課題となっていることから、海上交通路の安全・保安確保に向けた各国の実務担当者の知識・技術の向上が不可欠であるとともに、地域内各国の協力強化・ネットワーク構築が重要となっている。

3. 計画概要

(1) 計画概要

アジア・ソマリア周辺海域沿岸国における海上保安機関職員の海上犯罪取締り能力の向上を目的として、海上犯罪取締りにかかる基礎理論、海上犯罪取締り実務に関する知識・技能の習得、研修員間及び日本の海上保安関係者との間での意見交換を通じ、自国の課題解決に向けたアクションプランの作成及び研修参加国間ネットワークの強化を目指した研修を実施するもの。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：スリランカ、フィリピン、ケニア、モルディブ、インド
- (2) 案件名：令和3年度（2021年度）課題別研修「救難・環境防災」
- (3) 参加者：スリランカ沿岸警備庁職員2名、フィリピン沿岸警備隊職員1名、ケニア沿岸警備隊職員3名、モルディブ沿岸警備隊職員2名、インド沿岸警備隊職員1名を含む計19名
- (4) 計画の要約：
本研修は、海難救助、海上防災、海洋環境保全にかかる知識・技能の向上、習得により、対象国の関連分野における能力向上を図ることを目的として実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義
エネルギー資源等物資輸送の多くを海上輸送に依存している我が国にとって、海上における円滑で安全な航行の確保は、我が国の安全と経済活動の安定のために極めて重要であり、その航路で起こりえる海難事案や大規模流出油事故に対して、効果的、効率的な対応を実施するには、関係各国との連携協力及び技術と経験が必要である。しかしながら、それらが十分でない開発途上国の国々においては、当該国の海域で海難や大規模流出油事故が生じた場合、当該国及びその周辺地域における多大な被害の発生や環境への深刻な影響が懸念される。特に、マラッカ・シンガポール海峡を含む東南アジアの海域を利用する我が国関連船舶の航行に支障が生じるおそれがある。そのため、両海峡沿岸国を初めとする国々を対象として海難救助、海上防災、海洋環境保全に係る能力向上研修を過去30年近く実施してきた。その間東南アジア諸国を中心に我が国海上保安庁を範とする機関が設立されるなど支援の成果が現れており、継続してこれら海上保安機関の能力向上を図るとともに、自立発展を促していく必要がある。

【スリランカ】

スリランカ沿岸警備庁は、1998年に漁業水産資源省傘下で発足し、2009年に国防・都市開発省傘下に再編された組織である。同庁は、軍事的な活動や訓練を行わない法執行のための文民組織であり、その業務は、違法漁業、不法取引、海賊、テロ等の取締りや海難救助、海洋環境保全等となっている。同庁は、同国海上保安政策を所掌する唯一の機関であり、当該研修には同庁からの参加が適当と考えられる。

【フィリピン】

フィリピン沿岸警備隊は、1901年に設置後、フィリピン海軍等に属していたが、1998年の大統領令により運輸省傘下の組織となった。海上安全、海上法執行、海難救助及び海洋環境保全がその任務とされ、国内唯一の海上保安を司る組織であり、海難救助、海上防災、海洋環境保全を任務とする機関の職員を対象としている本研修の参加機関として適当と考えられる。

【ケニア】

ケニア沿岸警備隊は、内務省傘下にある機関だが、治安維持を主な目的としており、同じ傘下にあるケニア国防軍とは別組織である。ケニア領海内におけるあらゆる海洋資源について、治安維持及び安全と保護を目的とした海事法の執行を行っており、本研修の参加機関として適当と考えられる。

【モルディブ】

モルディブ沿岸警備隊は、モルディブ国防軍の一部門であり、海軍の役割を果たす一方、海上治安維持部隊の役割を果たしている。活動には、海上警察、海上災害時及び緊急事態の際に民間防衛、テロ対策、海賊対策、搜索救助、人道作戦、領海内における領海内及び排他的経済水域における搜索救難活動、モルディブ領空内の航空監視なども含まれる。同組織が救難環境防災に関する役割を担っている国家組織であることから、同部門の能力強化を図ることは本研修の趣旨に合致する。

【インド】

インド沿岸警備隊は、インド周辺海域における治安維持業務などを目的に 1978 年に設立され、海上及び沿岸地域の治安維持の他、密輸船・密漁船等の犯罪船舶の取締り、海難救助、海洋汚染の防止・除去、戦時におけるインド海軍の補助など多岐にわたる活動を行っている。これらの活動内容は、本研修の趣旨に合致する。

(2) 当該国における運輸交通セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

アジア地域は、世界でも有数の複層航路であるマラッカ・シンガポール海峡やインド洋を擁し、エネルギー資源、食料、製品等の海上物流にとって極めて重要な地域となっている。また、アジア諸国は近年の経済成長が目覚ましく、アジア地域において海上輸送が円滑に行われることは、当該国、地域のみならず世界経済にとって大変重要である。この海上輸送交通路の安定を図るためには、沿岸国が、海賊、密航・密輸、海上災害対応、環境保全等の様々な課題に主体的に取り組むことが必要である。

3. 計画概要

(1) 計画概要

海上保安実務者として最も基本的な業務である船舶事故及び人身事故に対する救助活動、油流出事故に起因する海洋環境汚染対策の他、東日本大震災等の大規模な自然災害への対応の経験及び教訓等について、高度かつ専門的な知識・技能及びノウハウや我が国における取組みを学び、参加者が海上保安に関する理解を深める目的で実施するもの。

(2) その他特記事項

特になし。

以上

2022年4月26日

1. 基本情報

- (1) 国名：スリランカ
- (2) 案件名：令和3年度(2021年度)課題別研修「コミュニティ防災」
- (3) 参加者：スリランカ災害管理センター1名を含む計10名
- (4) 計画の要約：

自然災害に対する防災の重要性及び自助・共助・公助の必要性を理解し、自国のコミュニティにおける防災活動を推進するための具体的手法を習得するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

本研修では、阪神・淡路大震災を教訓に設立された神戸市における防災福祉コミュニティを中心に、我が国における市民や学校、NPO等が行う防災活動事例を紹介することを通じ、自然災害に対する防災の重要性及び自助・共助の必要性を理解し、自国のコミュニティにおける防災活動を推進するための具体的手法を習得する。

スリランカ災害管理センターは、防災関連機関の調整、防災全般情報の取りまとめ、防災計画策定を所掌している。また、同センターには、災害の予防・管理に係る連携体制の維持・強化が求められており、組織や人材の強化が急務となっている。

スリランカでの防災分野での同センターの役割を鑑みると、本研修に同センター職員が参加することにより、研修で得られた防災に関する知見がスリランカ全体に裨益することが期待される。

- (2) 当該国における防災セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

スリランカにおいては、各種産業が着実に経済成長を遂げる一方、運輸や電力などの経済基盤の未整備問題や、地方部における社会サービスの質、地理的な影響による自然災害の発生といった課題を抱えている。このような背景を踏まえ、我が国のスリランカに対する援助の重点分野は、①経済成長の促進、②後発開発地域への開発支援、③脆弱性の軽減、と定められており、本研修は③の一環として、同国が防災強化を図るための支援として重要と言える。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

1995年に発生した阪神・淡路大震災を教訓に設立された神戸市の防災福祉コミュニティを中心に、我が国における市民や学校、NPO等が行う防災活動事例を紹介し、中央政府・地方政府の中核的職員が、自然災害における防災の重要性及び自助・共助・公助の必要性を理解し、自国のコミュニティにおける防災活動を推進するための具体的手法を習得する。

(2) その他特記事項
特になし。

以 上

2022年4月26日

1. 基本情報

- (1) 国名：スリランカ
- (2) 案件名：令和3年度(2021年度)課題別研修「水災害被害の低減に向けた対策」
- (3) 参加者：スリランカ災害管理センター1名を含む計14名
- (4) 計画の要約：

水災害対策に係る政策立案・実施に係る能力強化を図ることを目的とし、日本の治水・防災等に関する制度・対策についての講義、各国の治水対策に係るアクションプラン作成等を行うもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

本研修は、災害の多い地域での水災害対策、河川管理、土砂管理に係る知識を習得すると共に、防災対策に携わる者が、東日本大震災をはじめとする災害事例における復旧・復興活動に関する講義及び実践形式の演習を通じて、水災害被害の抑止・軽減及び災害からの復旧・復興をはかるための総合的な能力を強化し、水関連災害被害の軽減に向けた政策立案に資する知見を得ることを目的としている。

スリランカ災害管理センターは、防災関連機関の調整、防災全般情報の取りまとめ、防災計画策定を所掌している。また、同センターには、災害の予防・管理に係る連携体制の維持・強化が求められており、組織や人材の強化が急務となっている。

スリランカでの防災分野での同センターの役割を鑑みると、本研修に同センター職員が参加することにより、研修で得られた防災に関する知見がスリランカ全体に裨益することが期待される。

- (2) 当該国における防災セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

スリランカにおいては、各種産業が着実に経済成長を遂げる一方、運輸や電力などの経済基盤の未整備問題や、地方部における社会サービスの質、地理的な影響による自然災害の発生といった課題を抱えている。このような背景を踏まえ、我が国のスリランカに対する援助の重点分野は、①経済成長の促進、②後発開発地域への開発支援、③脆弱性の軽減、と定められており、本研修は③の一環として、同国が防災強化を図るための支援として重要と言える。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

途上国における水資源分野、治水・防災分野の実務を担う者が、日本の治水・防災に関する施策を学ぶことにより、参加者の水災害被害の軽減に向けた政策の企画立案・実施に係る能力が強化されることを目的とする。

(2) その他特記事項
特になし。

以 上

案件概要書

2022年4月26日

1. 基本情報

- (1) 国名：モルディブ
- (2) 案件名：令和3年度(2021年度)課題別研修「違法・無報告・無規則(IUU)漁業の抑止に係る政策・対策(A)」
- (3) 参加者：モルディブ沿岸警備隊職員1名を含む計13名
- (4) 計画の要約：
違法・無報告・無規則(IUU)漁業対策に係る法制度支援や海上法執行能力の習得を行うもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義
本研修では、アジア地域・アフリカ地域及び大洋州地域を対象に、IUU漁業対策に係る法制度の構築や海上法執行能力の強化等の協力を行っている。
外国船及び国内におけるIUU漁業への対策(排他的経済水域内での外国船の違法漁業の監視・取締り、沿岸地域における違法操業の監督・取締り)及び近隣海域の資源管理が主なテーマである。
モルディブ沿岸警備隊は、モルディブ国防軍の一部門であり、海軍の役割を果たす一方、海上治安維持部隊の役割を果たしている。活動には、海上警察、海上災害時及び緊急事態の際に民間防衛、テロ対策、海賊対策、捜索救助、人道作戦、領海内における領海内及び排他的経済水域における捜索救難活動、モルディブ領空内の航空監視なども含まれる。
モルディブにおいては、沿岸地域における監督や指導を水産庁が実施しているが、実際の海上での取締りは、同警備隊と連携して行っている。また、排他的経済水域までの取締りを実施するのは同警備隊であり、当該分野での同警備隊が担う役割は大きく、その役割に鑑みると、本研修への参加機関として適当と考えられる。
- (2) 当該国における農業開発分野の現状・課題及び本計画の位置付け
国土の99%が海である同国にとって、海洋安全保障は健全な経済活動を支える根幹となっており、海上の治安対策(違法漁業、人身売買、違法薬物売買等の取締り)の強化に向け、沿岸警備隊・警察、地方行政、司法等の包括的なガバナンス能力の底上げを図ることは同国協力にあたっての重点分野となっている。

3. 計画概要

- (1) 計画概要
水産行政機関、漁業調査研究機関、海上保安警察などに所属する者が、IUU漁業の抑止に必要な対策や実施体制について理解し、各国特有の課題に基づく具体的な対

応策を検討する。

(2) その他特記事項
特になし。

以 上

2022年4月26日

1 基本情報

- (1) 国名：パナマ共和国
- (2) 案件名：令和3年度第三国研修「エコシステムベースの参加型流域管理（International Course on Ecosystem Based Participatory Watershed Management）」
- (3) 参加対象国：16か国（アルゼンチン、ベリーズ、ボリビア、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パラグアイ、ペルー、ドミニカ共和国、ウルグアイ）（エクアドル空軍の職員1名、同海軍の職員2名、ボリビア軍工科大学職員2名が研修参加）
- (4) 計画の要約：中南米地域において、生態系保全と持続的な参加型開発手法による流域管理活動のための普及体制が確立されるよう、参加対象国の担当機関職員や技術普及員の実施能力を強化する。

2 計画の背景と必要性

パナマ運河流域は、流域周辺の住民の増加に伴い、農牧地確保のための森林伐採、焼畑耕作、牛放牧地への転換等が行われ、森林の減少や土壌劣化が顕著化するなど流域の水源涵養機能の低下が懸念されてきたため、日本は長年にわたり環境保全分野でパナマに対する技術協力を実施してきた（「森林保全技術開発計画」（1994-2000）、「パナマ運河流域保全計画」（2000-2005）、「アラフエラ湖流域総合管理・参加型村落開発計画」（2006-2011））。さらに、これらの協力で培われた技術・知識・ノウハウ等を、同様の開発課題を有する他の中南米諸国に共有・移転することを目的に、パナマ政府の協力を得て第三国研修「参加型村落開発手法による流域管理」（2014-2016）を実施した。

本案件は、パナマ環境省が主催する第三国研修を通じて、これらの協力の成果を中南米・カリブ諸国（参加対象国）に伝え、各国の流域管理人材の能力強化により、域内の生態系保全と持続的な流域管理活動のための普及体制の確立を目指すもの。

なお、研修参加者には、エクアドル空軍の職員1名、同海軍の職員2名、ボリビア軍工科大学職員2名が含まれるが、エクアドル空軍及び海軍の職員が所属する空軍空域開発部及び海軍海事開発ユニットは、エクアドルの流域管理及び環境保全を所掌する重要機関の一つであり、軍事活動を行う組織ではない。また、ボリビア軍工科大学は、ボリビアの流域管理を担う人材を育成する重要教育機関の一つであり、本研修の参加者は、それぞれ同大環境工学・地学科に所属するキャリア開発ア

ドバイザー及び水文地理学教授として、同国の流域管理を担う将来の人材を育成する職位にある。

3 計画概要

(1) 計画概要

中南米地域（参加対象国）で流域管理を担当する機関の職員等が、住民参加・環境モニタリング・ジェンダー配慮・気候変動の影響・流域の脆弱性など、流域を取り巻く様々な環境や状況の変化も視野に入れた流域管理手法に関する知識を深め、自国における統合流域管理を推進する。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

案件概要書

2022年4月26日

1. 基本情報

- (1) 国名：バングラデシュ、スリランカ
- (2) 案件名：令和3年度（2021年度）課題別研修「海上保安政策プログラム」
- (3) 参加者：バングラデシュ沿岸警備隊職員2名、スリランカ沿岸警備庁職員2名を含む計4名
- (4) 計画の要約：
アジア地域の海洋をめぐる国際秩序の維持・発展に寄与することを目的に、海上保安の実務と理論に係る高度な教育を行う。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

【バングラデシュ】

バングラデシュ沿岸警備隊は、1994年の沿岸警備隊法制定により設立された内務省傘下の機関である。同隊は、海洋法の執行、密輸・違法漁業・海賊行為の取締り、海難救助を担っている。同国において重複する業務を所掌する他機関は存在しないため、当該研修には同隊からの参加が適当と言える。

【スリランカ】

スリランカ沿岸警備庁は、1998年に漁業水産資源省傘下で発足し、2009年に国防・都市開発省傘下に再編された組織である。同庁は、軍事的な活動や訓練を行わない法執行のための文民組織であり、その業務は、違法漁業、不法取引、海賊、テロ等の取締りや海難救助、海洋環境保全等となっている。同庁は、同国海上保安政策を所掌する唯一の機関であり、当該研修には同庁からの参加が適当と言える。

- (2) 当該国における運輸交通セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

アジア地域は、世界でも有数の複層航路であるマラッカ・シンガポール海峡やインド洋を擁し、エネルギー資源、食料、製品等の海上物流にとって極めて重要な地域となっている。また、アジア諸国は近年の経済成長が目覚ましく、アジア地域において海上輸送が円滑に行われることは、当該国、地域のみならず世界経済にとって大変重要である。この海上輸送交通路の安定を図るためには、沿岸国が、海賊、密航・密輸、海上災害対応、環境保全等の様々な課題に主体的に取り組むことが必要である。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

シーレーンの安定を図る為には、海賊、密航・密輸、海上災害対応、環境保全等

の様々な課題に沿岸国が主体的に取り組むことが必要である。海洋をめぐる国際秩序の維持・発展には、法の支配に基づいた国際的な共通認識の形成が必要であり、本研修は、日本が培ってきた技術・ノウハウを基に、海上保安の実務と理論について高度な教育を行う。また、日本及びアジア地域各国の海上保安関連機関において強固で持続性のあるネットワークが構築されることにより、参加機関による域内の連携が一層促進され、これにより法の支配に基づく国際的海洋秩序の維持及び発展につながることを期待される。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

案件概要書

2022年4月26日

1. 基本情報

- (1) 国名：エクアドル
- (2) 案件名：令和3年度（2021年度）課題別研修「建築防災」
- (3) 参加者：軍隊大学 ESPE 職員1名を含む計10名
- (4) 計画の要約：

日本の経験に基づく、建築基準、建築規制システム及び建築防災政策に関する知見を習得するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

本研修では、適切な建築基準と規制システムを通じて建設される安全な建築物は人々の生命を守るが、秩序なく建設された建築物は人々の生命を奪うという事実を踏まえ、参加者が日本の経験に基づく建築基準、建築規制システム及び建築防災政策・技術に関する知見を習得し、自国の課題解決に寄与することを目的としている。

本研修に、エクアドル軍隊大学 ESPE 職員1名が参加。軍隊大学 ESPE は、防災技術を開発し、また関連の技術者を養成する機能を有し、建築防災の根幹でもある建築基準の規定や改良、耐震技術の開発や普及に直接関わる機関である。建築基準には、他にも建設省が関わっているが、特に防災に直結する技術・知識の制度へのインプットと、関連の人材育成の面では ESPE の果たす役割は大きい。本研修での人材育成を通じて、より広く民生への貢献が期待できる。

- (2) 当該国における防災セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

我が国は、国別援助方針において、エクアドルについては「環境保全・防災」を重点分野の一つと定めており、本研修の実施はこれに合致する。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

建築物に対する災害被害が軽減されることを目的として、建築基準や建築防災政策の施策等に関わる参加者が、日本の建築基準、建築規制システム、防災対策等に関して学ぶ。そして、研修により習得した知識に基づき自国の課題を特定し、課題解決に適用する。

- (2) その他特記事項

特になし。

以上

案件概要書

2022年4月26日

1. 基本情報

- (1) 国名：コロンビア
- (2) 案件名：令和3年度（2021年度）課題別研修「地震学・耐震工学・津波防災」
- (3) 参加者：コロンビア海洋研究機構職員1名を含む計18名
- (4) 計画の要約：

地震・津波防災及び復興政策に寄与できる中核的研究者・技術者・行政官を養成することを目的とし、地震学・耐震工学・津波防災に関する高度かつ最新の知識・技術を体系的に習得するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

本研修は、地震・耐震・津波防災に係る技術の開発・普及を所管する行政機関又は研究機関の技術者、研究者等を対象に実施するものである。参加者は、本研修参加前に自国の地震・津波防災対策・政策に関する課題を整理し、地震・耐震・津波に関するインセプションレポートを作成したうえで研修に臨み、来日後は地震学・耐震工学・津波防災の基礎理論及び応用技術に関する講義、演習、視察や、個別指導や討議による問題抽出・分析・解析に基づくレポートの執筆等を行う。

本研修に、コロンビア海洋研究機構職員1名が参加。コロンビア海洋研究機構は防衛省に所属するものの、津波の監視、津波情報の発信を担当する部署であり、津波早期警報業務を担っている機関である。同機関の体制強化及び従事者の育成を通じて、同国での津波防災強化を図ることは同国の一層の発展・強化につながるものである。

- (2) 当該国における防災セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

我が国は、国別援助方針において、コロンビアについては、「環境問題及び災害への取組」を重点分野の一つと定めており、本研修の実施はこれに合致する。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

地震学・耐震工学・津波防災に関する高度かつ最新の知識を体系的に習得することを通じて、地震・津波防災及び復興政策に貢献できる地震学・耐震工学・津波防災分野の指導的研究者・技術者・行政官が育成されることを目的とする。地震・耐震・津波防災分野に関係する行政機関、研究所、大学等の実務者を対象とし、地震学・耐震工学・津波防災の基礎理論及び応用技術、地震・津波災害危険度評価、防災復興政策に関する講義、演習、見学を通じ、それらで得た知識を自国の問題解決に適用する。

本研修において必要単位を取得した研修員に対しては、修士号（防災政策）が授与され、帰国後は、自国における地震防災体制の構築の促進に寄与することが期待される。

（２） その他特記事項
特になし。

以 上

案件概要書

2022年4月26日

1. 基本情報

- (1) 国名：カーボベルデ共和国（以下、カーボベルデという。）
- (2) 案件名：令和3年度課題別研修「アフリカ総合防災」
- (3) 参加者：カーボベルデ国防軍所属2名（軍籍を有する）
- (4) 計画の要約：アフリカ地域各国の中央・地方政府において、災害マネジメントサイクルのうち予防・減災に携わる者を対象に、日本の経験に基づく防災体制・技術・災害リスク削減に関する研修を行うもの。

2. 計画の背景と必要性

カーボベルデは西アフリカ沖の大小15の島からなる火山列島であり、カーボベルデ政府からは、同じ火山国である日本から防災分野のノウハウを学びたい旨要請が寄せられている。

カーボベルデ政府の災害対策においては、国民保護庁（SNPC）が中心的な役割を担っているが、災害発生時には、カーボベルデ国防軍及び警察の要員をSNPCの人員として動員することができる。そのため、同国の防災分野における能力強化のためにはSNPCとカーボベルデ国軍の連携は重要であり、今般、カーボベルデ国防軍の要員2名が本研修に参加し、防災・減災に関する計画立案等、施策面での知識を得ることは適当と言える。当該参加者2名はこれまでカーボベルデ国防軍において各種災害対策を担当してきたほか、新型コロナウイルス感染症の同国内での流行に際してもSNPCと連携して対応を行っており、当該2名が本研修への参加を通して防災の知識を深めることは、災害対応におけるSNPCとカーボベルデ国防軍のより円滑な連携に資するものと期待される。

3. 計画概要

(1) 計画概要

アフリカ地域各国の中央又は地方政府において、災害マネジメントサイクルにおける予防、減災に携わる者を対象に、「仙台防災枠組2015-2030」に反映されている過去の災害により蓄積された日本の経験を総合的に学ぶための研修。研修参加者が自国における「仙台防災枠組」の実施に向け、特に2020年を目標年としているグローバルターゲット（e）の達成に貢献すべく、地方防災計画の策定演習及び講義を通じ、災害リスク削減における基礎知識と実践的ノウハウの習得を目的としている。

(2) その他特記事項

特になし。

以上

案件概要書

2022年4月26日

1. 基本情報

- (1) 国名：キルギス、トルクメニスタン
- (2) 案件名：令和3年度(2021年度)課題別研修「中央アジア・コーカサス総合防災」
- (3) 参加者：キルギス非常事態省職員3名、トルクメニスタン民間防衛・救助活動局3名を含む計10名
- (4) 計画の要約：

防災及び災害軽減を主管する中央省庁及び地方自治体の防災分野における課題解決能力の強化、当該地域内の防災担当機関間のネットワーク形成の促進を目的として実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

我が国同様に自然災害が多発する中央アジア・コーカサス地域諸国において、防災及び災害軽減を主管する中央省庁及び地方自治体が、防災分野の課題解決能力を強化するとともに、同地域内の防災担当機関間のネットワーク形成を促進することは喫緊の課題である。そのため、2004年からJICA課題別研修「中央アジア・コーカサス地域総合防災行政」を、中央アジア・コーカサス地域諸国の中央政府及び地方政府において防災行政を担当する一般行政官及び技術系行政官に対して実施している。

【キルギス】

キルギス非常事態省は、同国政府における中央防災機関という位置付けである。中央政府及び自治体レベルにおける防災に関連した政策整備や事業推進を通じ、地滑り、地震等の災害に係る被害軽減を図るためには、同省の中核人材による本研修への参加が不可欠である。

【トルクメニスタン】

トルクメニスタン民間防衛・救助活動局は、国防省傘下の部局であるが、同国政府における中央防災機関として、国内の各省・研究所等と連携した防災活動計画の取りまとめ、災害リスク削減施策や防災教育の実施等を所掌しており、軍事業務は含まれていない。中央政府及び自治体レベルにおける政策整備、事業推進を通じ、地震を中心とした災害にかかる被害軽減を図るためには、同局の中核人材による本研修への参加が不可欠である。

- (2) 当該国における防災セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

中央アジアは、貧困、環境、水資源、防災、テロ・麻薬など、その解決には人間の安全保障の理念に基づいた地域的協力を必要とする課題を抱えている。2014年7月の「中央アジア+日本」対話・第5回外相会合において採択された共同声明にお

いて、農業、防災、アフガニスタン情勢を見据えた麻薬対策・国境管理等の分野での地域協力を促進することで一致している。

3. 計画概要

(1) 計画概要

参加国の防災分野における行政能力の強化、同地域内の防災担当機関間のネットワーク形成を促進することを目的として、参加者が、兵庫行動枠組の優先行動及び仙台防災枠組に沿って自国の現状と課題を分析した上で、本邦研修を通じて所属機関における防災体制の改善策を策定するもの。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上